送信する二の搬送波の周波数	送信装置	許容偏差	
		上限（パーセント）	下限（パーセント）
九〇〇MHzを超え九一五MHz以下	複数の空中線から同一の周波数の電波を送信するもの	八七	五八
	それ以外のもの	八七	四七

注　複数の空中線から同時に電波を送信する送信装置にあっては、各空中線系の給電線に供給される電力の総和の偏差がこの表に掲げる許容偏差を満たすこと。

二　設備規則第十四条第四項の総務大臣が別に告示する空中線電力の許容偏差のうち、基地局が使用する周波数帯（七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数帯をいう。以下この項において同じ。）を含む複数の周波数帯の搬送波を同時に受信することができる陸上移動局の送信設備のものは、次の表の上欄に掲げる送信設備の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差（注）	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
陸上移動局の送信設備（複数の空中線から同一の周波数の電波を送信するものを除く。）		
七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合	八七	五八
八一五MHzを超え八三〇MHz以下の周波数の電波を送信する場合	八七	六七
その他の周波数の電波を送信する場合	八七	五三
陸上移動局の送信設備（複数の空中線から同一の周波数の電波を送信するものに限る。）		
八一五MHzを超え八三〇MHz以下の周波数の電波を送信する場合	八七	七四
その他の周波数の電波を送信する場合	八七	六二

注　陸上移動局がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合は、同時に送信する二の搬送波の空中線電力の和の定格の出力に対する許容偏差とする。

三　設備規則第四十九条の六の九第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。

1　基地局の送信装置

(1)　一の搬送波を送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅の周波数範囲に輻射される平均電力が、搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅に輻射される平均電力が（一）一三dBm（電力の一ミリワットに対する比をデシベルで表したものをいう。以下同じ。）以下の値であること。

チャネル間隔（MHz）	離調周波数（MHz）	周波数幅（MHz）
五	五	四・五
	一〇	四・五
一〇	七・五	三・八四
	一〇	九
	一二・五	三・八四
	二〇	九
一五	一〇	三・八四
	一五	一三・五
	三〇	一三・五
二〇	一二・五	三・八四
	一七・五	三・八四
	二〇	一八
	四〇	一八

注1　離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2　複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあっては、各空中線端子に隣接チャネル漏えい電力の許容値を適用する。

(2)

ア　同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数及び最も低い周波数より低い周波数

複数の搬送波を送信した状態で、同時に送信する搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波のチャネル間隔（搬送波のチャネル間隔とは、当該搬送波の周波数を使用する無線局の無線設備のチャネル間隔をいう。以下同じ。）に応じた(1)の許容値を適用する。この場合において、搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値は、当該最も高い周波数の搬送波又は当該最も低い周波数の搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値とする。